

阿見町教育振興基本計画策定委員会規則及び委員名簿

○阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

平成23年 2月24日教育委員会規則第 6 号

改正

平成27年 4月30日教育委員会規則第10号

令和 3 年 6月28日教育委員会規則第12号

阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に当たり、幅広い意見を反映させるために設置する阿見町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、阿見町教育振興基本計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会の教育長又は委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係団体等から推薦を受けた者
- (4) 町議会議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了した日までとする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月30日教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は適用せず、この規則による改正前の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年6月28日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 阿見町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No	選出区分	氏 名	役 職 等
1	教育委員会委員	中島 雅己	阿見町教育委員会委員 茨城大学教授
2	学識経験者	綾部 明江	茨城県立医療大学准教授
3	小学校校長	宮崎 智彦	あさひ小学校長
4	中学校校長	栗山 加代子	阿見中学校長
5	幼稚園園長	高藤 義彦	ふたば幼稚園長
6	幼稚園保護者	山崎 まりゑ	ふたば幼稚園保護者代表
7	小学校保護者	滝本 由香里	阿見町 PTA 連絡協議会会長 本郷小学校 PTA 会長
8	中学校保護者	高野 好央	竹来中学校 PTA 会長
9	社会教育委員	野呂 薫	社会教育委員会代表
10	町議会議員	永井 義一	阿見町議会議員代表
11	一般公募	浅野 栄子	一般公募
12	教育委員会が必要と認める者	本橋 正範	つくば国際大学東風小学校長

